

滑川町こども第三の居場所事業運営業務仕様書

1. 業務の名称 滑川町こども第三の居場所事業運営業務

2. 業務の目的

滑川町こども第三の居場所事業について、滑川町が開設する「こども第三の居場所」の運営を実施することにより、こどもや家庭を支援する環境を向上させることを目的とする。

3. 実施場所 滑川町が開設するこども第三の居場所設置箇所

4. 実施期間 滑川町が指定する開設日から5年間
(開設予定日 7月上旬)

5. 運営内容 公益財団法人 B&G 財団が支援する子ども第三の居場所事業の「包括ケアモデル」の運営形態(下欄参照)に準拠した運営形態とし、詳細については滑川町と協議して決定する。

運営内容の詳細については下記の公益財団法人 B&G 財団 HP 参照

https://www.bgf.or.jp/activity/daisan-ibasho/20230425_boshu2024.html

包括ケアモデルの運営形態

実施内容	週5日以上開所し、課題を抱えるこどもを対象に、こども一人ひとりに、手厚いスタッフ体制のもとで、学習支援や基本的な生活習慣を身につけるための生活支援、豊かな体験機会の提供等を行う。
実施頻度	週5日以上(週25時間以上) 運営終了時刻は、原則として19時以降とする。
対象	(1) 経済的に困窮する家庭はもとより、様々な事情から養育環境に課題を抱える家庭のこども (2) 不登校など学校に居場所のないこども (3) その他関係機関からの情報等により支援を行うことが適切であると町長が判断したこども

スタッフ	①マネージャー：1名以上 （1日勤務平均5時間以上） ②その他スタッフ：2名以上 計3名以上 ※スタッフは教育（学校や塾等）や保育（保育園等）、療育障害児支援（放課後等デイサービス）、児童福祉施設（児童養護施設等）の現場経験者が2名以上いることが望ましい。
------	--

※マネージャーの役割

日々、子どもやスタッフに接し居場所を運営するとともに、関係機関との連携や対象者へのアウトリーチほか、スタッフ教育やチームビルディングなど、居場所運営の現場責任者。

6. 責任の所在

運営にあたっては、安全を第一に心がけ、事故防止に努める。事故が起こった場合は、経緯等の報告を滑川町へ行うこと。

なお、以下の場合には、運営実施者が責任を負うこと。

- ・運営実施中に実施者の故意又は過失のために事故が発生した場合
- ・送迎等移動中に事故が発生した場合
- ・業務を行うにあたり第三者に損害を及ぼした場合

7. 個人情報保護等

個人情報保護業務に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の本旨に従い、滑川町と十分に協議のうえ、適切に取り扱いこと。また、運営事業者は業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

8. その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、運営事業者と滑川町との協議により定めるものとする。